

2025/2/14 第 162 回理事会

資料 1

2025/3/17 第 76 回総会

資料 1

2025 年度事業計画案

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPNIC 定款(抜粋)

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、コンピュータネットワークの円滑な利用のための研究及び方針策定などを通じて、ネットワークコミュニティの健全な発展を目指し、学術研究・教育及び科学技術の振興、並びに情報通信及び産業の発展に資することにより、我が国経済社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンピュータネットワークの利用に関する情報の収集及び提供
- (2) コンピュータネットワークの利用技術研究
- (3) コンピュータネットワークに関する調査研究
- (4) コンピュータネットワーク利用のための方針策定
- (5) コンピュータネットワークの資源管理
- (6) コンピュータネットワークの利用に関する教育・普及啓発
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

2025 年度事業計画 案

本資料では、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)の 2025 年度事業計画案について説明を行う。

■ JPNIC 全体に関わる事項

継続しているウクライナとロシアの紛争に加え、2024 年は中東における大規模な紛争が起こるなど世界情勢が益々混迷している。また米国大統領選挙の結果などにより、インターネットガバナンスへの影響がある可能性もあり、インターネット基盤を取り巻く状況は大きな変化と不確実性を伴っている。このような状況の中、サイバーセキュリティやインターネット基盤の維持に関する課題の重要性が増してきており、グローバル社会が連携して対応を進める必要性がある。JPNIC においてもインターネット経路をはじめ、インターネット基盤のセキュリティ技術の普及に継続して取り組んできている。

経済情勢においても、世界的なインフレ傾向はやや沈静化されつつあるが、米国経済をはじめ先行きは不透明な状況である。また国内の状況も、原材料費の高騰、賃金の上昇などデフレ脱却に向けた動きが着実に進んでおり、それに伴う事業にかかる各種費用が上昇傾向にある。JPNIC では今後の事業における収支予測を行い、IP アドレス事業の料金見直しの検討と計画を立てるとともに、引き続き慎重な財政運営を行う必要があることを確認した。

このような背景を踏まえて 2025 年度の JPNIC 全体としては、下記のような取り組みを進めるものとする。

「JPNIC の理念」実現に向けて、既存の IP アドレス事業、インターネット基盤整備事業の二事業を安定的に継続しながら、インターネット基盤のセキュリティ維持など、具体的な取り組みを推進する。

各種活動を会員の皆さまと連携しながら進めることで、「JPNIC の理念」や価値観を共有し、JPNIC 会員であることの意義や価値を再確認してもらえるようにすることで、既存会員数の維持に努める。また同時に、イベントへの出展や様々な対外広報活動を通じて、JPNIC の活動の認知、理解に努め、新規会員の獲得に繋げていくようにする。

JPNIC の理念実現に向けた中期的な事業方針を踏まえて、五つの取り組み課題である「JPNIC 会員の皆さまとの取り組み」、「レジストリ業務の取り組み」、「社会的課題等への取り組み」、「広報・普及啓発活動の取り組み」、「経営体制と財務体制」について、引き続き役職員を交えた検討グループによる検討及び取り組み活動を進める。

また事業継続性を考慮した財務基盤の確保及び拡大のため、IP アドレス・AS 番号維持料改定の着実な推進とその他の施策検討を進める。

■ 法人運営

法人の運営に関しては、役職員各自が理念に定める JPNIC の行動指針に基づき、定款及び各種規程で定められた権限と責任に従って職務を執行する。

日常の業務を推進する事務局は、IP 事業部、インターネット推進部、技術部、企画総務部の 4 部と政策主幹で構成する。

事業をより安定的に遂行できるよう適切な職員の採用と体制整備を進めるとともに、外部人材の活用によって事業計画に従って活動を実施する。また事業実施にあっては、収益の確保に注力し、予算の執行については、費用の抑制に努め、事業計画に基づくすべての活動を予算の範囲内で実施する。設備投資については、より中長期的な視点からの実施を検討する。

また多様な働き方への配慮等社会の要請を踏まえつつ効率的な事業推進に努める。

■ 財源

各事業の実施に必要な財源についても、従来と同様に、IP アドレス事業は IP アドレス・AS 番号維持料を中心とした事業収益等により、インターネット基盤整備事業はイベント、セミナー開催等による事業収益と、会費、インターネット基盤整備基金資産からの運用収益及びその他の収益で構成する。

1. IP アドレス事業

IP アドレス事業は、インターネット番号資源の適切な分配・管理を通して、インターネットの円滑な運用を維持し、その発展に資することを目的とする。業務分野としては、資源管理業務、ルーティングレジストリ業務、方針策定・実装業務、国際調整・連携業務、調査研究業務、情報提供業務の六つの分野に取り組むものとする。

IP アドレス管理に関する業務の電子化・合理化への対応の一環として 2022 年度より着手した、電子証明書を用いたユーザー認証の方式見直しは、2024 年度に ID・パスワードとワンタイムパスワード等を併用する新たなユーザー認証方式への移行を開始した。今後は、新たなユーザー認証方式の利用を働きかけ、電子証明書を用いたユーザー認証からの早期かつ円滑な移行を目指していく。また、ユーザー認証の方式見直し以外にも、各種業務の電子化、さらなる効率化・合理化が求められる状況は継続している。

IP アドレス管理指定事業者によるリソース証明書(ROA)の作成は広く普及してきているが、PI アドレス利用者が ROA を作成する機運は高まっておらず、今後も ROA 作成促進を目的とした情報提供を継続して実施していく必要がある。日本国内の ROA によるカバー率の向上、引いては BGP 経路のオリジン検証(ROV)を広く普及させるためにも、今後もさらなる取り組みが必要な状況にある。

また、IP アドレス事業の根幹を支えるレジストリシステムは 2022 年度に策定した見直し計画をもとに、2024 年度には計画の具体化に着手した。2025 年度には検証用システムのクラウドサービスへの移行を開始し、今後もシステムの見直しを推し進めて行く。

IP アドレス事業の主な収益源となっている IP アドレス・AS 番号維持料は、2012 年に見直しを行い 10 年以上が経過した。APNIC による 2025 年 1 月以降の継続的な料金改定や各種費用の上昇傾向など、JPNIC の IP アドレス事業の周辺環境にも変化が起きており、見直しが必要な状況となっている。継続可能な IP アドレス事業収益基盤確立のため、2026 年度からの JPNIC における IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス・AS 番号割り当て先組織への維持料見直しをスムーズに実現する必要がある必要がある。

–上記のような背景と、中長期的な事業課題における優先順位を踏まえて、2025 年度の注力項目は以下の通りとする。

○資源管理業務

- ・ JPNIC における IP アドレス・AS 番号維持料見直し内容の周知を進める。対応に際しては、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス・AS 番号割り当て先組織との密なコミュニケーションを図る。

- ・ 電子証明書を用いたユーザー認証から新たな認証方式への移行を推進するとともに、IPv4 アドレス移転申請など未対応の業務の電子化を進める。また、レジストリシステムの検証用システムのクラウドサー

ビスへの移行を実現させる。この計画の実施にあたり得られた知見を今後のシステム見直し計画にも反映させる。

○ルーティングレジストリ業務

- ・ BGP 経路の安全性確保のため、 IP アドレス管理指定事業者のみならず、 PI アドレス割り当て先組織への ROA 作成促進を継続する。

- ・ さらに、分配を受けている IP アドレスを守るために、経路広告していない組織に対しても ROA 作成を促す活動を継続する。

以下に、各業務分野における業務内容を記載する。

1.1 資源管理業務（定款第 4 条第(5)号関係）

- ・ IPv4 アドレス、IPv6 アドレスの割り振り・割り当て
- ・ AS 番号の割り当て
- ・ IPv4 アドレス、AS 番号移転
- ・ JPNIC WHOIS 及び RDAP の安定提供
- ・ DNSSEC レコードを含む逆引きゾーン情報の維持管理と DNSSEC 導入支援
- ・ 逆引きネームサーバの設定適正化(lame delegation 削減)に向けた取り組み
- ・ 資源管理認証局の維持管理
- ・ 各種申請等に関する問い合わせ、相談対応
- ・ IP レジストリシステムの抜本的な見直し計画
- ・ 番号資源管理業務の合理化に関する検討及び実施
- ・ 未利用 IPv4 アドレスの適正かつ有効な活用施策の検討

1.2 ルーティングレジストリ業務（同第(1)号及び第(2)号関係）

- ・ JPIRR の登録管理
- ・ JPIRR への登録に関する問い合わせ、相談対応
- ・ JPNIC 経路奉行と経路ハイジャック通知の運用
- ・ RPKI システムに関する問い合わせ、相談対応
- ・ RPKI システムの本格的活用及び高度化を想定した諸施策の検討
- ・ RPKI を使った BGP 経路のオリジン検証(ROV)や RPKI システムの利用促進のための働きかけ等
- ・ JPIRR 未登録事業者への登録促進

1.3 方針策定・実装業務（同第(4)号関係）

- ・ 国内における IP アドレス、AS 番号に関するポリシー検討、調整
- ・ JAPAN オープンポリシーフォーラムのサポートと連携
- ・ APNIC 及び JAPAN オープンポリシーフォーラムでコンセンサスとなったポリシーの実装検討
- ・ JAPAN オープンポリシーフォーラムの充実に向けた検討、調整

1.4 国際調整・連携業務（同第(1)号、第(4)号及び第(5)号関係）

- ・ APNIC との業務連携、運営協力
- ・ 各 NIR 等の海外関連諸団体、技術コミュニティ等との情報交換及び連携
- ・ APNIC をはじめとする各 RIR におけるポリシー議論への参加、情報収集及び調整

1.5 調査研究業務（同第(1)号、第(2)号及び第(3)号関係）

- ・ 番号資源の動向などに関する調査研究
- ・ 番号資源管理に関する技術動向調査研究

1.6 情報提供業務（同第(1)号関係）

- ・ IP アドレス、AS 番号、JPIRR の統計データ、番号資源動向等に関する情報提供
- ・ 関連組織や諸団体との連携及び番号資源に関する情報提供
- ・ 契約組織への申請業務等に関する情報提供
- ・ 各 RIR における番号資源管理についての議論や動向に関する情報提供
- ・ IPv4 アドレス移転支援のための情報提供
- ・ IPv6 普及に向けたアドレス取得等に関する情報提供
- ・ WHOIS 正確性向上に関する施策実施についての周知
- ・ WHOIS 利用に関する情報提供

2. インターネット基盤整備事業

インターネット基盤整備事業は、インターネットの基盤整備を促進することにより、インターネットコミュニティの発展に貢献することを目的とする。JPNIC の理念及び五つの中期戦略に基づき、2025 年度は「インターネットの技術・政策・社会状況に関する情報収集・調査研究」「インターネットの技術・政策・社会状況に関する情報提供・普及啓発・場の提供」そして JP ドメイン名の公共性担保を目的とする「JP ドメイン名に関する業務」に取り組む。

◆現状認識と課題

2025 年度における状況は 2024 年度と大きく変わらない。以下に現状認識と課題を示す。

- ・インターネットはクラウドサービス等での利便性向上により、利用者は実装の理解なしに活用でき、事業者の基盤としての利用も進んでいる。この進化は望ましい一方、ユーザーが安心・安全に利用し、事業者が信頼性を確保するために、あらためてインターネットに関する基本知識の重要性が増している。
→リテラシー向上の一環として、インターネット資源管理に関する情報を体系的に整理し、事業の高度化や人材育成にも役立つ形で発信する。特にインターネット資源を軸としたつながる仕組みの観点は JPNIC が伝えるべきものである。
- ・情報社会の進展に伴い、現実空間と情報空間が融合し、新たな課題が両空間で発生している。これらの課題に対し、インターネットの基本特性を理解することで、高度な利活用や脅威への対応が可能になる場面が多くある。
→インターネット黎明期から社会との融合を支えてきた経験を生かし、情報発信や課題解決に向けた関係者の対話の場の提供に取り組む。
- ・基盤技術におけるセキュリティ対策の導入が阻害される要因として、技術導入後の安全性や不具合に対応する必要性などが挙げられる。
→適切な普及に向け、実証や検証の設備・機会の提供、導入判断を支えるガイドラインなどの情報共有に取り組む。あわせて、メールの到達性のような技術運用に配慮していくために、ディスカッションの場の提供等にも取り組む。
- ・情報社会における標準化等合意形成はグローバルに行われ、日本も協力が必要であるが、国内では国際動向の把握や関与の機会が不足しており、積極的な参加が望まれている。
→国際的な技術課題や社会問題への対応を含めた合意形成に継続的に参加してきた実績を活かし、国際動向に関する検討や情報共有の場を提供し、日本の関与を支援する
- ・国際連合による 2025 年の WSIS+20（世界情報社会サミット 20 周年振り返り）では、インターネットを含むデジタル政策が重要議題となり、その動向が今後の合意形成に大きな影響を与える。
→積極的に情報収集を行い、適切な情報提供を通じ、関係者に重要性や議論の焦点を理解いただけるよ

う努める。また、インターネット基盤機構への脅威に対しては毅然と対応し、国際連合や ICANN、RIR など関連団体に働きかけや協調を行い、堅牢性の回復と正しい認識の普及に取り組む。

以上の現状と認識を踏まえ、あらためて注力する領域を以下の通りとする。

◆注力する領域

- ・インターネット資源をはじめとする基盤に関わる基礎情報の発信と浸透
- ・インターネット基盤に関わる人材育成への取り組み
- ・インターネット技術と社会をつなぐ社会課題への取り組み
- ・インターネットガバナンスへの取り組み
- ・インターネット基盤のセキュリティ技術普及
- ・技術標準に関連する国際動向や社会課題に関する情報流通及び啓発活動
- ・調査研究能力及び情報発信能力の進展

注力する領域で具体的に実現したい実施項目は以下の通りとする。

◆2025 年度の注力項目

- ・インターネット資源をはじめとする基盤に関わる基礎情報の発信と浸透
 - ・ JPNIC が強みを持つ情報のメディア横断的な取りまとめと到達性の改善
 - ・ドメイン名の登録と利用における、ドメイン名紛争の回避とそれに留まらない諸問題の低減に向けた普及啓発（JP ドメイン名紛争事例及び裁定例の広範囲の周知等）
- ・インターネット基盤に関わる人材育成への取り組み
 - ・普及啓発の場としての Internet Week の効果的な活用
 - ・2024 年度に実施したセミナーマテリアルのデータベース化をさらに進める全体感の提示とカリキュラム化
 - ・IETF、RIR ミーティングといった国際会議参加支援プログラムの継続的な実施と工夫
- ・インターネット技術と社会をつなぐ社会課題への取り組み
 - ・国内 IGF 活動推進体制を軌道に乗せる
 - ・課題探索・同定機能を軌道に乗せる
- ・インターネットガバナンスへの取り組み
 - ・資源管理を含むインターネット基盤運営機構に関する情報提供
 - ・2025 年度に国連において開催される、WSIS+20 レビューなどにおけるインターネット関連の動きに関する情報収集、提供、対応

- ・インターネット基盤のセキュリティ技術普及
 - ・RPKI/DNSSEC/DMARC 等セキュリティ技術の普及課題への取り組み
 - ・技術標準に関連する国際動向や社会課題に関する情報流通及び啓発活動

以下に、業務内容を記載する。

◆業務内容

2.1 インターネットの技術・政策・社会状況に関する情報収集・調査研究(定款第 4 条第(1)号、第(2)号、第(3)号及び第(7)号関係)

以下に関する情報収集・調査研究を行い、2.2 に挙げた手段による推進に資する。

- ・グローバルなレジストリ運用技術
- ・IPv6 関連技術
- ・IP アドレスと認証局を応用したセキュリティ技術
- ・RPKI を含むルーティングセキュリティ
- ・DNS とそのセキュリティ技術と運用動向
- ・その他インターネットセキュリティ全般
- ・情報通信アーキテクチャに関わる国際的な標準化活動
- ・国内外のインターネット政策と政策課題
- ・資源管理を含むグローバルインターネット運営体制とその政策
- ・インターネットガバナンスフォーラム(IGF)とインターネット上の社会的課題
- ・ドメイン名紛争処理方針(DRP)と紛争処理事例
- ・gTLD 及び ccTLD の政策と動向、登録状況
- ・ドメイン名の登録及び利用を巡る諸問題の事例
- ・IDN ccTLD 及び新 gTLD に関する情報把握と対応
- ・その他インターネットの技術・政策・社会状況に関する事項

2.2 インターネットの技術・政策・社会状況に関する情報提供・普及啓発・場の提供 (同第(1)号、第(4)号、第(6)号及び第(7)号関係)

2.1 に挙げた諸項目に関して、以下の手段でインターネットに関わるすべての方々に向けた働きかけを行う。

- ・JPNIC Web サイトによる情報提供
- ・メールマガジンの発行、JPNIC ブログの公開、会報誌 Newsletter の発行
- ・SNS 等外部サービスを利用した情報提供

- ・ Internet Week をはじめとした各種セミナー、講演会、勉強会等の開催
- ・ 国内外の技術調整団体、政策検討会議体への参画、意見調整及び提言の発信
- ・ コミュニティの形成及び議論喚起
- ・ インターネットの運営調整活動への参加促進
- ・ 国際会議等への若者参加支援プログラムの実施
- ・ 関係組織、機関、コミュニティ等との連携・活動支援
- ・ 日本の各地域への展開

2.3 JP ドメイン名に関する業務（同第(4)号関係）

- ・ JP ドメイン名紛争処理方針及び手続規則の検討、運用、並びに普及啓発
- ・ 紛争処理機関に対する支援並びに協調作業
- ・ AD.JP ドメイン名申請における審査業務
- ・ JP ドメイン名レジストリのデータエスクロー関連業務
- ・ JP ドメイン名の公共性の担保に関する業務
- ・ JP DNS のセカンダリである b.dns.jp の運用

なお、JP ドメイン名に関する業務のうち、JP ドメイン名紛争処理及びデータエスクローに関する業務の費用については、「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」第 11 条の定めに基づき、株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が JP ドメイン名登録者から受け取る、JP ドメイン名の登録料収入・更新料収入から支弁される。

以上